

議案第五十四号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に

ついて

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年六月二十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年六月二十三日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）
の一部を次のように改正する。

別表の選挙長の項、投票管理者の項及び開票管理者の項中「七、五〇〇円」を「八、三〇〇円」に
改め、同表の投票立会人の項、開票立会人の項及び選挙立会人の項中「六、一〇〇円」を「六、八〇
〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。